

## 令和7年三重県議会定例会

# 予算に関する補助金等に係る資料 (追加提案・その13)

令和7年11月

- 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（平成15年三重県条例第31号）第5条の規定により提出します。
- この資料は、予算を議会に提出する場合において、一の事務事業につき一の補助事業者等に対し1,000万円以上の補助金等を交付することが見込まれるものについて、補助事業者等ごとに記載されています。（法令により補助事業等に係る費用の全部又は一部について県が負担しなければならないものを除きます。）
- 番号欄は、部の通し番号となっています。



## 予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:病院事業庁) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の 氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
2	地域医療確保交付金	公益社団法人地域医療振興協会 東京都千代田区平河町二丁目6番3号	242,859 (R8.1)	三重県立志摩病院(以下「志摩病院」という。)の指定管理者である公益社団法人地域医療振興協会が志摩病院の管理運営を行うにあたって、効率的な管理運営を行ってもなお不採算となる診療科が生じた場合に、その診療科の経常損失相当額にかかる交付金を交付する。	(目的・理由) 地域の診療機能を維持・確保する。 (根拠) 三重県立志摩病院の管理運営に関する基本協定書	ナショナル(シビル)ミニマム 志摩地域の中核病院である県立病院として指定管理者制度導入後においても県民に良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供するためのものであり、公益性がある。	県立病院課	病院事業費用	医業費用	経費(交付金)	

